

# 『くぬぎ山地区の自然再生活動』に ご参加・ご協力ください！

「くぬぎ山の自然再生」は、地域の将来に責任を持つ人たち、みんなで楽しく進めるものです。ご参加やご協力の内容には、以下のものがあります。

## ●「くぬぎ山地区自然再生協議会」主催の保安全管理イベントにご参加ください！

くぬぎ山では、市民団体や学校等が中心となって自然再生に関する様々な活動が展開されていますが、本協議会も保安全管理イベントを開催しています。くぬぎ山の自然や歴史を学びながら、武蔵野の平地林をよみがえらせるために必要となる作業を進めます。どなたでも参加でき、参加費は無料です。みなさまのご参加をお待ちしています。

## ●保安全管理イベント開催地での継続的な保安全管理作業にご支援ください！

自然再生を達成するには継続的な保安全管理作業が必要です。本協議会では、「日常的な保安全管理ボランティアのルール」を定め、協力してくださる団体に活動をお願いしています。希望される場合は、協議会事務局まで事前のご連絡をお願いします。学校等の活動についてはNPOなど本協議会のメンバーと一緒に活動のサポートをします。

## ●自然再生区域を広げるために保安全管理場所の推進にご賛同ください！

くぬぎ山地区は民有林が多いことから、自然再生の取り組みを広げるうえで地権者との連携が不可欠です。現在取り組んでいる本協議会による保安全管理イベントも民有林で積極的に開催していきたいと考えています。昔ながらの明るい雑木林をとり戻すことも可能です。地権者のみなさまのご理解とご賛同をいただき、積極的に保安全管理場所のご希望をお寄せください。

## ●「くぬぎ山地区自然再生協議会」へ委員としてご参加ください！

くぬぎ山地区で進める自然再生の取り組みでは、平成17年度に策定された「くぬぎ山地区自然再生全体構想」の実施が求められています。その推進母体である「くぬぎ山地区自然再生協議会」は、自然再生事業を進めようとする人は原則どなたでも委員として構成メンバーに加わって活動することが可能です。自然再生は、歴史的に培われてきた地域特有の自然環境を再生し、地域おこしに役立てるものです。

地域社会の主体である地権者、近隣住民、企業・事業者等、様々な方々の参加が望まれています。くぬぎ山を地域の財産として将来に引き継ぐために、多くの方々の参加をお待ちしています。



くぬぎ山地区自然再生協議会 代表運営事務局  
埼玉県環境部みどり自然課  
緑地保全・自然再生担当  
TEL 048-830-3150  
FAX 048-830-4775  
a3140-12@pref.saitama.lg.jp

# みんなのくぬぎ山

No. 4

2015. 3. 7

発行

～くぬぎ山・自然再生だより～

## 雨垂れ石を穿つ

平成27年1月21日、福井県の三方五湖を会場に、自然再生協議会全国会議が開かれました。全国24の自然再生協議会の代表者と関係各省の担当者が集まって2日間にわたり熱心な議論を交わしました。いずれの協議会もそれぞれに難しい課題を抱えながら、知恵を出し合って自然再生に取り組んでいることを改めて知り大変勇気づけられました。24の協議会の中には、釧路湿原、霞ヶ浦、阿蘇など一般の方々にもよく知られた地域で活動する協議会もありますが、私たち「くぬぎ山地区自然再生協議会」も、この会議では認知度の高い協議会の1つです。ある協議会の代表の方に、「あれからくぬぎ山はどうなっていますか。」と質問を受けました。埼玉から遠く離れた地域の方が私たちのくぬぎ山に関心をもっていただいていることを大変有り難く感じました。

さて、本協議会が設立されて今年で10年を迎えます。首都圏から30キロ圏内に広大な緑地が残っていること自体が奇跡的なことですが、開発の波はたちまちに押し寄せてきます。自然環境を再生し、保全・管理することの難しさを身に染みて感じる10年であったように思いますが、地権者の皆様のご協力や、関心を持っていただいている市民の方々の地道な努力によって、今では産業廃棄物を燃やす焼却炉の煙も消え、一時は枯れるばかりであったアカマツの実生(みしょう:種から発芽した苗)も見られるようになりました。調査の結果、明るくなった林には希少植物も戻ってきていることが確認されています。所沢市により、平成24年12月に都市緑地法に基づき指定された「駒ヶ原特別緑地保全地区(面積:約4.7ha)」も「くぬぎ山・駒ヶ原の森」との名称をいただき、保安全管理計画の策定が進められています。「お陰様で、くぬぎ山は粘り強く地道な努力で着実に自然再生が進んでいます。」と言えるようになりました。

私たちが快適な生活を享受するこの瞬間、世界では年間500万ha以上の農地が砂漠化し、熱帯林は1年間で1420万haずつ減少しつつあると言われていたのですが、それに合わせて生物の多様性も急速に失われています。温暖化だけではなく、生物界全体の「命の力」が弱まっているのです。くぬぎ山の豊かな土も、たった1cmできるのに300年以上の年月を要すると言われていた。長い年月で作られた里山の自然を破壊するのは重機を使えばほんの数日ですが、取り戻そうとすれば、とてつもなく膨大な年月がかかるということをもっと多くの皆さんが考えていただくことが大切だと思います。

温暖化の進行も気候変動も、生物や物的資源の枯渇も私たち自身が当事者です。進行させるのも元の状態に戻すのも私たちにしか出来ません。本協議会が設立されて10年という期間は、自然の時間軸でみればほんの一瞬に過ぎませんが「雨垂れ石を穿つ」という言葉のとおり少しずつ成果を積み上げていきたいと思っています。

豊かな環境を未来の子供たちに残していくことは、私たちの務めであるとともに喜びでもあります。今後とも、くぬぎ山自然再生への温かいご理解とご支援ならびに、積極的なご参加とご協力をお願いいたします。

くぬぎ山地区自然再生協議会  
会長 中島 秀行

## くぬぎ山地区の「自然再生」に関する主な歩み

- 平成14年7月 埼玉県が「くぬぎ山自然再生計画検討委員会」を設置 平成14年度内に4回開催
- 平成15年1月 「自然再生推進法」が施行 ●4月 同法に基づく「自然再生基本方針」が閣議決定
- 平成16年7月 同法に基づく「くぬぎ山地区自然再生協議会設立準備会」を設置 4回の準備会を開催
- 平成16年11月 第1回くぬぎ山地区自然再生協議会が公募委員も含め計70名で発足
- 平成17年3月 第3回くぬぎ山地区自然再生協議会の意見交換を踏まえ、「くぬぎ山地区自然再生全体構想」を策定
- 平成20年11月 くぬぎ山地区自然再生協議会の主催による「くぬぎ山清掃活動・見学ウォーク」のイベント開催
- 平成22年5月 第19回くぬぎ山地区自然再生協議会にて協議会主催による参加型保安全管理活動イベント開催決定
- 平成22年7月 第20回くぬぎ山地区自然再生協議会にて平地林保安全管理活動の取組方針を決定
- 平成22年9月 第一回保全活動(狭山市所有地)参加者36名 ●12月 第二回保全活動(狭山市所有地)参加者63名
- 平成23年3月 第21回くぬぎ山地区自然再生協議会にて保全活動実施地の日常的な保安全管理ボランティアのルール化
- 平成23年9月 第三回保全活動(狭山市所有地)参加者35名 ●12月 第四回保全活動(川越市民有林)参加者63名
- 平成24年3月 第23回くぬぎ山地区自然再生協議会にて広報誌の作成と配布を決定
- 平成24年9月 第五回保全活動(狭山市所有地)参加者63名 ●12月 第六回保全活動(狭山市民有林)参加者90名
- 平成24年12月 所沢市大字下富字駒ヶ原地内の一部(約4.7ha)を都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」に指定
- 平成25年3月 埼玉県が駒ヶ原特別緑地保全地区内の一部の土地(約1.2ha)を購入
- 平成25年9月 第七回保全活動(狭山市所有地)参加者121名 ●12月 第八回保全活動(狭山市民有林)参加者120名
- 平成26年3月 所沢市が駒ヶ原特別緑地保全地区内の一部の土地(約1.5ha)を購入
- 平成26年9月 第九回保全活動(狭山市所有地)参加者130名 ●12月 第十回保全活動(狭山市民有林)参加者85名